

令和6年5月1日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

任意継続被保険者資格取得申請手続きの変更について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記件につきまして、従来、資格取得申請時に保険料も送付いただいておりますが、申請手続きの簡素化等の観点から、申請時の保険料の送付は不要としましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては下記のとおりです。

事業主様におかれましては、被保険者の皆様方にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 任意継続被保険者資格取得申請手続きの変更について

現 行	変 更 後
退職後 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出と、初月分保険料の納付	退職後 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出のみ ※申請時に保険料の納付は不要です。

<初月分保険料の納付方法>

手続き後、保険証と一緒に納付のご案内（納付書）をお送りいたしますので、指定の納付期限までに金融機関などで納付してください。

<注意事項>

- ・ 納付期限までに納付がない場合は、資格取得は取消となります。
- ・ 保険料の前納をご希望の方で、資格取得日が月末に近いなど保険料の納付期間が確保できないときは、申請時に保険料を納付いただく場合があります。

※任意継続被保険者資格取得申請書は、当組合のホームページ[申請書ダウンロード](#)→[適用関連](#)→[任意継続被保険者](#)よりダウンロードできますので、ご利用ください。

ご不明な点につきましては、当組合業務課にお問い合わせください。